議員提出決議案第１号

パレスチナ自治区ガザ地区における紛争の即時停戦と全ての人質解放を求める決議について

須賀川市議会会議規則（平成 28 年須賀川市議会規則第１号）第 14 条第１項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和５年１２月２１日提出

提出者	須賀川市議会議員	溝　井　光　夫
賛成者	同	五　十　嵐　伸
同	同	市　村　喜　雄
同	同	大 河 内 和 彦
同	同	本　田　勝　善
同	同	横　田　洋　子

須賀川市議会議長　　大　寺　正　晃　様

パレスチナ自治区ガザ地区における紛争の即時停戦と全ての人質解放を求める決議

パレスチナ自治区のガザ地区を実行支配するイスラム組織ハマスが、本年 10 月 7 日にイスラエルに対して行った攻撃で激化したハマス及びイスラエル間の紛争は、既に２ヶ月以上が経過している。この間、11 月 24 日から数日間、一時停戦と人質の一部解放が実現したが、既に戦闘は再開され、いまだ恒久的な停戦に向けた行動はなされていない。現地では、今なお双方の一般住民、特にガザ地区では子供たちや女性、さらに医療従事者の死者も増加し壊滅的な人道状況に直面しており、ガザ保健当局の発表（12 月 18 日時点）では死者が 1 万 9,000 人を超えているとの報道がなされている。

イスラエル・パレスチナ間では、長く複雑な歴史的背景により幾度となく紛争が発生してきたが、いかなる理由であっても罪のない尊い命を奪う権利は認められず正当化できるものではなく、これは人間の尊厳や個人の人権を無視した国際人道法に反した行為である。

よって、本市議会は、一般住民を巻き込んだ両者の紛争に非難の意を強く表明し断固抗議するとともに、ガザ地区の人道的危機の悪化を回避するため、即時停戦と全ての人質の解放を強く求める。また、日本政府に対しては、国際社会との外交を強化し、恒久的な停戦に向けた交渉の場の設置とともに、人命救助のため救援物資の支援や国際人道法の遵守を求めるよう迅速かつ厳格な対応を図ることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和５年１２月２１日

須　賀　川　市　議　会